

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- 近畿運輸局 自動車監査指導部
(大谷、和田)
(電話) 06-6949-6449
- 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
(草野、長原)
(電話) 078-453-1105

令和7年3月25日

阪神バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和7年3月25日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪神バス株式会社（法人番号：1140001072148）
営業所名：尼崎営業所（兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1番地）

2. 立入監査の実施日

令和6年8月26日

3. 監査の端緒

令和6年7月15日に上記事業者・営業所に所属する運転者が事業用自動車の乗務中に携帯電話を使用したとして、当該事業者から当局へ報告があったことを端緒として、監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ10日間の事業用自動車使用停止処分
【5両×1日間、1両×5日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守違反【初違反】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
- 点呼の記録義務違反【記載事項の不備(初違反)】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- 運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切(再違反)】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)
兵庫県政記者クラブ